

福島市告示第136号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届け出があった。

令和7年4月24日

福島市長 木幡 浩

名称	所在地	廃止年月日
斎藤俊介(斎藤鍼灸院)	福島市岡部字大旦129	令和6年7月28日
医療法人社団 敬愛会 けいあい訪問看護ステーション	福島市方木田字本方木田46-1 敬愛会方木田ビル	令和7年2月28日